

## 情報

## 長年の功績が認められ全国銀賞 中郷用水土地改良区

源兵衛川や中郷温水池の清掃や草刈り、中郷地区内の水の配分など、農業用水の維持管理をしている中郷用水土地改良区が「第59回全国土地改良功労者表彰」団体の部で「銀賞」を受賞しました。

この表彰は、地域農業の振興を目的に全国土地改良事業団体連合会が主催するもので、本年3月の式典では、土地改良事業を通じ地域の発展に優秀な成果をおさめた125団体と個人117人が表彰を受けました。



▲受賞の報告のため市長室を訪れた、中郷用水土地改良区の皆さん

## 催し

## 大吊橋で映画を楽しむ3日間 夜空と交差する空の上映会

三島スカイウォークで、三島の夜景と名作映画を楽しむませんか。短め・長めの映画2本立てを日替上映。

時 7月14日(土)～16日(月・祝) 午後7時15分上映開始 (午後5時30分受付開始、午後6時入場開始)

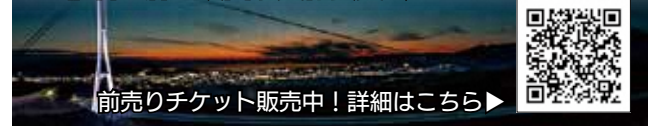
場 三島スカイウォーク

内 14日「スタンド・バイ・ミー」ほか、15日「バーバリ王の凱旋」ほか、16日「ザ・ウォーク」ほか  
費 大人1,800円(当日券2,000円)、高校生1,500円(当日券1,500円)、中学生以下無料※前売券発売中

※別途スカイウォークの入場料金(大人1,000円、中・高生500円、小学生200円、市内小・中学生は無料招待)が必要。ただし、日中の入場料とは別料金です。

問 三島スカイウォーク ☎ 972・0084

※主催者：森の映画祭実行委員会



## 情報

## 一昨年の「世界かんがい施設遺産」に続き“三島の宝”が世界の遺産に!! 源兵衛川が「世界水遺産」に登録されました

本年3月19日、皇太子徳仁親王もご臨席される中ブラジルで開催された「世界水フォーラム」において、源兵衛川の「世界水遺産」登録の表彰式が行われ、認定書と記念の盾が贈呈されました。「世界かんがい施設遺産(平成28年11月8日登録)」と「世界水遺産」のダブル登録は、世界初の快挙です。

かつて源兵衛川は、水量の減少により環境が悪化した時期もありましたが、市民・農業者・NPO・行政・企業の協働により、ホタルが飛び交う清流としてよみがえりました。今回の登録は、水と緑という環境資源を生かした三島のまちづくりが、国際的にも先駆的であるとして高く評価されたものです。

今後とも「世界の宝(遺産)」と呼ばれるにふさわしい“水の都・三島”のシンボルとして保全し、より魅力的なまちづくりに取り組んでいきます。

【申請者】 ▶ NPO法人グラウンドワーク三島

▶ 中郷用水土地改良区



▲市民の努力で清流がよみがえった源兵衛川。夏には、子どもたちが水遊びを楽しみます。この先もずっと守ってきたい三島の宝物です。

問 農政課 ☎ 983・2654

情報

後期高齢者医療制度、国民健康保険（70歳以上の人）に加入している皆さんへ  
高額療養費の「自己負担限度額」が変更（8月から）

高額療養費制度とは、同じ月内に医療機関で支払った医療費の合計額について、決められた上限額（自己負担限度額）を超えて支払った分を払い戻す制度です。この上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。

＜問合せ先＞

- 国民健康保険（国保）加入者  
保険年金課（国保係） ☎ 983・2604
- 後期高齢者医療制度加入者  
保険年金課（高齢者医療係） ☎ 983・2710

適用区分	変更前（7月まで）		変更後（8月から）		
	外来（個人ごと）	外来+入院（世帯ごと）	外来（個人ごと）	外来+入院（世帯ごと）	
現役並み	①課税所得 690万円以上の人	57,600円	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1% < 4回目以降 44,400円(※) >	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% < 4回目以降 140,100円(※) >	
	②課税所得 380万円以上の人			167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% < 4回目以降 93,000円(※) >	
	③課税所得 145万円以上の人			80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% < 4回目以降 44,400円(※) >	
一般	④課税所得 145万円未満の人	14,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 < 4回目以降 44,400円(※) >	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 < 4回目以降 44,400円(※) >
非課税	⑤ II 住民税非課税世帯	8,000円	15,000円	24,600円	24,600円
	⑥ I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)			8,000円	15,000円

※過去12ヵ月以内（8月1日～翌年7月31日）

情報

8月1日(水)からは「うぐいす色」の新しい被保険者証を提示してください  
後期高齢者医療被保険者証（保険証）などの更新時期です

新しい被保険者証（保険証）のご確認を

7月下旬に黄色い封筒で郵送しますので、住所、氏名、生年月日、性別、負担割合など記載内容をご確認ください。8月以降に医療機関にかかるときは、必ず新しい被保険者証（保険証）を提示してください。

■ 一部負担割合を更新します

医療機関の窓口で支払う自己負担割合は、平成29年中の所得をもとに判定を行い、「1割」または「3割」のいずれかに決定されます。被保険者証の記載をご確認ください。

- ▶ 3割負担の人：平成29年中の課税所得が145万円以上ある被保険者が1人でもいる世帯の人
- ▶ 1割負担の人：上記（3割負担）以外の人



限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）を更新します

減額認定証をすでに持っている人で、平成30年度の個人住民税が非課税世帯の人には、8月から使用する新しい減額認定証を郵送します。

■ 新たに減額認定証の交付を希望する場合

対象となる世帯の人が、減額認定証を医療機関窓口で提示すると、外来・入院時の医療費、食事負担金が軽減されます。交付には、市役所窓口（保険年金課高齢者医療係）での申請手続きが必要です。

- 対 個人住民税が非課税世帯の人
- 持 印鑑、被保険者証、マイナンバーカード（または通知カード）
- 問 保険年金課（高齢者医療係） ☎ 983・2710

【凡例】 時とき・場場所・内内容・講講師・費費用（記載なしは無料）・対対象・定定員・持持ち物・注注意事項・申申込み（記載なしは不要）・問問合せ